|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和６年第８回本部町議会定例会会議録 | | | | | | | | | |
| 招集年月日 | | 令和６年12月17日 | | | | | | | |
| 招集場所 | | 本部町議会議場 | | | | | | | |
| 開散会日時  及び宣言 | | 開　　会 | | | 令和６年12月17日　　　午前10時00分 | | | | |
| 散　　会 | | | 令和６年12月17日　　　午前11時10分 | | | | |
| ※　出席並びに欠席議員は下記のとおりである。  　　出　　席　　11　名　　 　　　欠　　席　　１　名　　 　　　欠　　員　　２　名 | | | | | | | | | |
| 議席番号 | 氏　　　名 | | | 出席等別 | | 議席番号 | 氏　　　名 | | 出席等別 |
| １ | 仲　程　　　清 | | | 出 | | ９ | 仲宗根　須磨子 | | 出 |
| ２ | 長　濱　　　功 | | | 〃 | | 10 | 崎　浜　秀　昭 | | 欠 |
| ３ | 山　川　　　竜 | | | 〃 | | 11 | 比　嘉　由　具 | | 出 |
| ５ | 松　田　大　輔 | | | 〃 | | 12 | 座間味　栄　純 | | 〃 |
| ６ | 欠　　　　員 | | |  | | 13 | 欠　　　　員 | |  |
| ７ | 伊良波　　　勤 | | | 出 | | 14 | 具志堅　　　勉 | | 出 |
| ８ | 具志堅　正　英 | | | 〃 | | 15 | 松　川　秀　清 | | 〃 |
|  |  | | |  | |  |  | |  |
| ※　会議録署名議員 | | | | | | | | | |
| １番 | 仲　程　　　清 | | |  | | ２番 | 長　濱　　　功 | |  |
| ※　地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。 | | | | | | | | | |
| 町長 | | | 平　良　武　康 | | | 副町長 | | 上　原　正　史 | |
| 教育長 | | | 喜　納　すえ子 | | | 住民生活統括監 | | 仲宗根　　　章 | |
| 産業振興統括監 | | | 並　里　　　力 | | | 総務課長 | | 宮　城　　　健 | |
| 住民課長 | | | 大　城　尚　子 | | | 福祉課長 | | 渡久地　政　克 | |
| 健康づくり推進課長 | | | 大　濱　兼　愛 | | | 子育て支援課長 | | 有　銘　高　啓 | |
| 企画商工観光課長 | | | 喜　納　政　国 | | | 建設課長 | | 渡久地　　　要 | |
| 農林水産課長 | | | 平安山　良　信 | | | 上下水道課長 | | 知　念　　　毅 | |
| 会計管理者兼会計課長 | | | 大　城　　　睦 | | | 教育委員会事務局長 | | 安　里　孝　夫 | |
| ※　本会議に職務のため出席した者 | | | | | | | | | |
| 事務局長 | | | 崎　原　　　誠 | | | 主任主事 | | 與那嶺　　　卓 | |

議　　事　　日　　程

12月17日（火）１日目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程番号 | 議案番号 | 件　　　　　　　名 |
| １ |  | 会議録署名議員の指名 |
| ２ |  | 会期の決定の件 |
| ３ |  | 議長諸般の報告 |
| ４ |  | 町長の行政報告 |
| ５ | 議案第63号 | 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について　　　　　　　　　　　（議案説明） |
| ６ | 議案第64号 | 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  （議案説明） |
| ７ | 議案第65号 | 本部町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  （議案説明） |
| ８ | 議案第66号 | 工事請負契約の締結について〈具志堅地区ファームポンド等新設工事〉　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（議案説明） |
| ９ | 議案第67号 | 動産の買入れ契約の締結について　　　　　　　　　（議案説明） |
| 10 | 議案第68号 | 財産の無償譲渡について　　　　　　　　　　　　　（議案説明） |
| 11 | 議案第69号 | 町道の路線変更について（町道本部中学校線）　　　（議案説明） |
| 12 | 議案第70号 | 町道の路線認定について（町道健４号線）　　　　　（議案説明） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程番号 | 議案番号 | 件　　　　　　　名 |
| 13 | 議案第71号 | 町道の路線認定について（町道崎本部石川線）　　　（議案説明） |
| 14 | 議案第72号 | 令和６年度本部町一般会計補正予算について　　　　（議案説明） |
| 15 | 議案第73号 | 令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について  （議案説明） |
| 16 | 議案第74号 | 令和６年度本部町水道事業会計補正予算について　　（議案説明） |
| 17 | 議案第75号 | 令和６年度本部町下水道事業会計補正予算について　（議案説明） |
| 18 | 議案第76号 | 財産の取得について（追認）　　　　　　　　　　　（議案説明） |
| 19 | 議案第77号 | 財産の取得について（追認）　　　　　　　　　　　（議案説明） |

○　議長　松川秀清　ただいまから令和６年第８回本部町議会定例会を開会します。

開　会（午前10時00分）

　本日の会議を開きます。

　本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

　本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって１番　仲程　清議員及び２番　長濱　功議員を指名します。

　日程第２．会期の決定の件を議題とします。

　お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの３日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがって会期は、本日から12月19日までの３日間に決定しました。

　日程第３．議長諸般の報告を行います。

　報告書をお手元にお配りしてありますが、その中から抜粋して説明させていただきます。

　９月８日、本部町一般陸上競技大会、町営グラウンドにて行われています。あまり選手の少ない大会でありました。

　10月７日、県議長会定例総会、自治会館にて行っております。

　８日、離島振興市町村議会、自治会館にて行われております。

　23日、北部広域事務組合臨時議会が北部会館で行われております。

　11月12日から14日、町村議長会全国大会、東京にて行っております。

　15日、暴力団追放沖縄県民大会、沖縄市民会館で行われております。

　29日、町村議長会・交流会があじまーにて行われております。その際、北部の皆さんを水族館のバックヤードを案内して回りましたけれども、非常に好評でありました。以上であります。

　次に、地方自治法第235条の２第３項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書をお手元にお配りされているとおり提出されております。朗読は省略します。

　これで議長諸般の報告を終わります。

　日程第４．町長の行政報告を行います。町長。

○　町長　平良武康　おはようございます。町長の行政報告を行います。お手元の資料を１ページからご覧いただけますでしょうか。

　９月２日ですけれども、沖縄県農林水産部との行政懇談会がございました。私のほうからは、北部地域に果樹の種苗センターを設置してもらいたいというようなことを農林水産部の部長のほうに要請を強くいたしました。いろんな熱帯果実を含めて、果樹生産が北部を中心にして展開されておりますけれども、農家のほうが栽培を始めようとしたときに、苗木の調達が難しいというようなことなどがございまして、果樹の種苗供給をするセンターの設置を要望いたしました。次期、県の果樹振興計画の中に位置づけていくというような返答を得ております。

　次に９月３日ですけれども、沖縄県土木建築部長のほうへ要請をしております。県道84号線の事業の早期完了を目指して、しっかりと予算を確保し、そして事業を加速化させてもらいたいというようなことで、文書でもって手交して要請しております。なお、渡久地の区長、東の区長、大東山の区長というようなことで、関係する３区長を含めて一緒になって要請しております。

　９月５日ですけれども、シークヮーサーの初出荷式です。もとぶウェルネスフーズのほうの初出荷式に参加いたしまして、皆さんを激励しております。11月25日まで搾汁を続けましたけれども、今回、449トンのシークヮーサー果実を搾汁してございます。無事に搾汁が完了したところでございます。

　それから９月７日ですけれども、初めての取組でしたけれども、北谷町の美浜アメリカンビレッジのほうで、本部町の観光物産展をやっております。かりゆし市場の皆さんを中心として、本部町の特産品を持って行って、そして北谷町での物産展は初めてですけれども、とても好評を得ておりました。

　９月11日ですけれども、阪急交通社の国内旅行推進協力会の懇談会がハーバービューホテルのほうでありました。初めて参加いたしましたけれども、阪急交通のほうが336社の県内の旅行事業者、関係事業者でもって協力会を組織いたしまして、そこが受入れ体制になって全国から誘客を展開しているというようなことでございます。市町村を代表して、私のほうからも激励いたしましたけれども、阪急交通のほうにつきましては、特に、これまで桜まつりにも誘客を展開しております。そして去年から始めておりますけれども、桜花爛漫の花火大会、昨年に引き続きまして今年もやるというようなことで、今年は海洋博公園の中で展開するということになっております。１月21日から22日にかけて、今年は規模を増やして4,000名を誘客するというような運びになっております。協力をしながら沖縄観光の誘客の展開を引き続きできればなと思っております。

　９月22日、並里区の豊年祭がございました。とてもにぎわったと思っております。伝統芸能の行事の継承というのは、とても集落の行事として重要な行事でありますし、途切れることなく続けていくことに価値があるというようなことで、とてもとてもすばらしい豊年祭でございました。

　それから９月29日、第１回目でございましたけれども、本部高校が文化交流センターのほうでダンスフェスティバルという催しを第１回目でやっております。本部高校の学生の皆さんが、とても元気活発な活動が展開されるような状況になってきたなというようなことで喜んでいるところでございます。

　ページをめくっていただけませんか。10月３日ですけれども、新100歳激励訪問というようなことで毎年やっております。今年は山川のほうの当山ツルさんの家庭に訪問いたしまして、町長からのお祝いの賞状と県知事からの賞状と、それから国からの賞状等を手渡しながら、あやかりの激励訪問をやっております。ちなみに今年は100歳になられる方が本部町は９名おられました。そして本部町全体で100歳以上の方々が30名おられます。最年長の方は、大正６年生まれで106歳が本部町での最年長の方でございます。人生100年時代、高齢者の皆さんも毎年活発に多岐にわたる活動を展開しているというような実情がありますので、またみんなで励ましていきたいなと思っております。

　10月11日ですけれども、シークヮーサー講演会を実施しております。琉球大学教授の照屋先生、それから沖縄リサーチセンターの社長を招聘いたしまして、シークヮーサーが体にどのような形で作用して体にいいよというようなことで、機能性についてお披露目をするための講演会でございました。

　10月13日ですけれども、クルーズ船が初寄港しております。コーラル・ジオグラファー、オーストラリアの船籍ですけれども初寄港がありましたので、港のほうで観光協会、商工会と一緒にジオグラファーの歓迎セレモニーをやっております。同日ですけれども、国頭郡の陸上競技大会、そして瀬底区の豊年祭、とってもにぎわっておりました。瀬底区のほうで沖縄相撲などもあって、集落の中の豊年祭で沖縄相撲はなかなかもう残っていないですけれども、沖縄相撲まであって、とてもにぎわって、集落の結束力を感じました。

　10月17日ですけれども、沖縄総合事務局が主催いたしまして、命のみなとネットワーク推進協議会という集まりを立ち上げております。どのような集まりかといいますと、災害などで陸路が遮断されたときに、港を通じて物流・人流をつながなければいけないということで、港を持っている市町村が集まって、そういうことを話合いながら、いざというときにお互いのつながりをしっかり保って、地域住民生活を保とうといったような、こういう協議をする協議会でございます。その協議会が新たに立ち上がりました。

　それから10月22日ですけれども、本部町の水難事故防止協議会を新たに立ち上げております。本部警察署、消防、そして海上保安庁、関係する行政区長、美ら島財団、ダイビング協会、船主会といったような形で関係する皆さんで、水難事故が多発の傾向にあるので、その防止対策を展開していこうというような協議会を立ち上げております。

　次に11月１日、次ページですけれども、北谷町から本部町までの直行バス運行セレモニーがありました。北谷町まで行って激励しております。グランシーノという民間の旅行会社が国土交通省の補助事業を受けて、２月の初旬まで直行バスを本部町まで運行すると。北谷町のアメリカンビレッジに集まる観光客を本部町まで直行バスで便宜を図るというようなことでございます。

　次に11月12日ですけれども、観光スポーツ部長が本部町までわざわざお見えになって、宿泊税についての事前調整、意見交換等をやっております。そしてその前にも直接私のほうが文化スポーツ部の部長のところに足を運んで、事前調整などをやっております。そのような形でできるだけ当初の計画どおりに、令和８年には宿泊税がスタートできるようにという強い思いを持っておりましたので、いろんな形で意見交換をやりつつ進めているところでございます。

　11月15日ですけれども、ヒルトングランドバケーションのほうから、子ども・子育てゆいまーる基金のほうへ寄附がございました。ヒルトングランドバケーションについては、昨年も寄附がございました。そして同時に、また地域行事である瀬底区の豊年祭のときにも全面的にバックアップなさったということも承知しておりましたので、そのことも重ねて、私のほうから支配人をはじめ、面々の方々にお礼の言葉をかけたところでございます。

　11月18日ですけれども、北部振興策事業の継続予算確保というようなことで、新しい沖縄担当大臣、伊東大臣のほうに北部12市町村長そろって、その要請に行っております。

　それから11月25日ですけれども、天久星七選手がインターハイの全国大会で優勝したということでの報告がございました。その他、国民スポーツ大会等、いろんな大会で優勝なり上位の成績を収めておりまして、これからの活躍が期待されておりまして、高みを目指して頑張っていただきますようにというようなことで激励をかけております。

　それから11月27日ですけども、沖縄の港湾を考える意見交換会が東京のほうでございましたけれども、県出身の西銘先生、國場先生をはじめ、国会議員の先生方、国土交通省、それから沖縄総合事務局、県の土建部の皆さんはじめ、その意見交換に参加しております。本部港の重要性について、その中でお話をしております。

　11月28日、次ページですけれども、経済と暮らしを支える港づくり全国大会がございました。その全国大会の中で九州地域を代表いたしまして、私のほうが意見いたしましたけれども、特に沖縄県と島嶼県につきましては、物流の90％以上が港湾を通じて物が運ばれているというようなことで、港湾の重要性と予算確保、その他整備の推進についての意見を発表しております。そして同日ですけれども、内閣府の伊東大臣、それから国土交通省の大臣、県選出の全国会議員のところを回りまして、港湾関係の予算確保の要請活動を展開したところでございます。

　以上、行政報告に代えたいと思っております。ありがとうございました。

○　議長　松川秀清　これで町長の行政報告を終わります。

　日程第５．議案第63号　本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○　町長　平良武康　令和６年第８回本部町議会定例会におきまして、15件の議案を提案してございます。その内訳は、条例の一部改正議案が３件、工事請負契約の締結議案が１件、動産の買入れ契約議案が１件、財産の無償譲渡議案が１件、道路の路線変更議案が１件、道路の路線認定議案が２件、令和６年度補正予算議案が４件、財産の取得についての追認議案が２件となっております。説明に当たりましては、副町長、教育長、担当統括監及び担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○　議長　松川秀清　総務課長。

○　総務課長　宮城　建　議案第63号を説明いたします。

　議案第63号　本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。令和６年12月17日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、令和６年の沖縄県人事委員会勧告に基づき、本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいため。

　次のページから条例、それから新旧対照表となっておりますが、説明に当たりましては13ページの最後のページで説明をしたいと思っております。

　13ページをお願いいたします。議案第63号参考資料となります。本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。大きな数字１、２、３と３つございます。１のほうが沖縄県の概要。２が本部町の改定内容。３が影響額になっておりますので、読み上げて説明いたします。１．令和６年沖縄県人事委員会勧告の概要。（１）給料表の改定。公民給与の較差１人当たり月平均9,752円を解消するための引上げ改定となっております。

　２．本町における会計年度任用職員の給与等の改定内容。（１）給料表の改定。沖縄県人事委員会勧告に基づき、給料表を改める。令和６年４月支給分から適用。遡って適用することとなっております。参考として、期末手当・勤勉手当についてであります。会計年度任用職員の期末手当・勤勉手当は、職員の給与に関する条例を準用するため、年間の支給月数は現行の4.50か月分から0.10か月分を引き上げた4.60か月分とするよう改めるものであります。

　３．条例改正後の影響額。（１）給料表の改正による給料及び費用弁償への影響額。185人の職員、3,604万2,702円、年額であります。１人当たり19万4,825円、年の増額となっております。（２）期末手当の支給月数の改正による影響額。178人の会計年度任用職員です。783万4,886円、年額です。１人当たり４万4016円、年の増額となっております。（３）勤勉手当の支給月数の改正による影響額。178人の職員、665万772円、年額となっております。１人当たり３万7,363円の増額となっております。人数のほうが185人と178人で違っておりますが、会計年度任用職員の採用月数によるもので、６月分の賞与が対象にならない方がいるためとなっております。なお、去る11月の臨時議会において、本部町職員の給与に関する改定は可決されており、今提案分は会計年度任用職員の給与改定によるものとなっております。以上で説明を終わります。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第６．議案第64号　本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　大濱兼愛　議案第64号についてご説明いたします。

　議案第64号　本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。令和６年12月17日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、県内の保険料水準の統一化に向け、本町でも保険税の算定方式を現在の四方式から県の方針である三方式へ変更する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

　次のページをお開きください。こちらから条例改正案となっております。続いて参考資料の１ページ目、こちらは横書きの資料になりますが、こちらから新旧対照表となっております。

　説明につきましては、14ページ目で説明したいと思いますので、14ページ目をお開きください。今回の改正内容につきましては、保険税の算定方式を県の方針に基づく三方式へ変更するものでございます。表の上段をご覧ください。米印（改正案）と書いてあるところです。こちらは現在の本町の四方式での賦課方式となっております。四方式というのは、所得割、資産割、均等割、平等割の４つの方式での賦課となっております。現在、この４つの方式で賦課しておりますが、こちらを令和11年度にかけて資産割での賦課を廃止し、その分の税額を均等割に振り返るという改正内容となっております。令和11年度、５年後につきましては、所得割、平等割の税率は変わりません。資産割の税率が現在の55.5％から令和11年度には廃止となり、均等割２万4,000円が令和11年度には４万9,000円となる改正となっております。一番右側に標準保険料というものがございますが、こちらは県のほうが毎年算定をしております、本部町が賦課するべき税率となっております。

　今回の改正につきましては、資産割を廃止して、その分を均等割に振り替える作業でございますので、保険税全体の金額としては変わらないこととなっております。一気に保険税を改正してしまうと、かなり負担が激しくなりますので５年をかけて徐々に保険税を見直していくという条例案を提出しております。説明は以上になります。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第７．議案第65号　本部町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　議案第65号　本部町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。令和６年12月17日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令が令和６年３月29日に公布され、その一部が令和７年４月１日に施行されることに伴い、本部町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

　次のページからは、条例の新旧対照表となっております。説明は９ページ、10ページをお開きください。９ページには布設工事監督者の資格要件について。改正の中身を現行と改正案の表記をしております。

　10ページをお開きください。10ページ目は水道技術管理者の資格要件について、現行と改正案の変更箇所を表記しております。お目通しを願います。以上、議案第65号の説明を終わります。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第８．議案第66号　工事請負契約の締結について〈具志堅地区ファームポンド等新設工事〉を議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　議案第66号についてご説明いたします。

　議案第66号　工事請負契約の締結について〈具志堅地区ファームポンド等新設工事〉について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。

　１　契約の目的、具志堅地区ファームポンド等新設工事。２　契約の相手、本部町字瀬底298番地５、株式会社　瀬底産業、代表取締役　仲榮眞光史。３　契約金額、9,834万円。４　契約の方法、指名競争入札。令和６年12月17日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を必要とする。これがこの議案を提出する理由である。

　次のページから資料といたしまして、工事請負契約の概要と入札結果報告書を添付しておりますので、ご確認お願いいたします。以上で説明を終了いたします。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第９．議案第67号　動産の買入れ契約の締結についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　議案第67号についてご説明いたします。

　議案第67号　動産の買入れ契約の締結について。田空ハーソー公園備品購入業務について、次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。

　１　契約の目的、田空ハーソー公園備品購入業務。２　契約の相手、本部町字伊野波310番地、株式会社　大和産業、代表者名　代表取締役　比嘉良則。３　契約金額、869万円。４　契約の方法、指名競争入札。令和６年12月17日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を必要とする。これがこの議案を提出する理由である。

　次のページに業務概要、その次のページに入札結果報告書を添付しておりますので、お目通しよろしくお願いします。説明は以上です。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第10．議案第68号　財産の無償譲渡についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます教育委員会事務局長。

○　教育委員会事務局長　安里孝夫　議案第68号についてご説明いたします。

　議案第68号　財産の無償譲渡について。財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第１項第６号の規定により、議会の議決を求める。令和６年12月17日提出、本部町長　平良武康。

　１．財産の表示。所在　本部町字山川716番地１。種別　建物（倉庫）となっております。構造　鉄筋コンクリート造り。述べ面積　39平方メートル。２．相手方。本部町字山川716番地１。豊川行政区。区長　阿波根竜次。

　提案理由、旧給食センター倉庫について、豊川行政区より譲渡の要望書が出ており建物の有効活用の面から、本部町条例「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第３条第１項第１号の規定により無償譲渡が相応である。これがこの議案を提出する理由でございます。

　次のページが位置図となっております。町道から豊川公民館に行く手前の建物がその対象物件となっております。以上で説明を終わります。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　お諮りします。日程第11．議案第69号　町道の路線変更についてから、日程第13．議案第71号　町道の路線認定についてを一括議題としたいと思います。これについてご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがって日程第11．議案第69号から日程第13．議案第71号を一括議題とすることに決定しました。

　本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　議案第69号からご説明いたします。

　議案第69号　町道の路線変更について。道路法第10条第２項の規定に基づき、次の路線を変更したいので、同条第３項の規定により議会の議決を求める。

　路線名、町道本部中学校線。変更前起点、本部町字渡久地232番１地先、変更前終点、本部町字渡久地231番地先。変更後起点、本部町字渡久地753番地先、変更後終点、本部町字東600番１地先。令和６年12月17日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、道路整備事業に伴い、町道の起終点を変更するため、道路法第10条第２項の規定に基づく路線の変更にあたり、あらかじめ同条第３項に基づく議会の議決が必要となるため。

　次のページに道路の本部中学校線道路の航空写真位置図を添付しておりますので、ご確認ください。

　続きまして、議案第70号についてご説明いたします。

　議案第70号　町道の路線認定について。道路法第８条第２項の規定に基づき、次の路線を認定したいので議会の議決を求める。

　路線名、町道健４号線。起点、本部町字崎本部4817番１地先、終点、本部町字健堅1246番地先。重要な経過地、健堅区２班集会所となっております。令和６年12月17日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、町道健堅石川線の路線変更に伴い、同町道の一部区間を廃止し、これに代わる路線として「町道健４号線」を認定したいので、道路法第８条第２項の規定により、あらかじめ議会の議決が必要であるため。

　次のページに健４号線の位置図の航空写真を添付しておりますので、ご確認ください。

　続きまして、議案第71号についてご説明いたします。

　議案第71号　町道の路線認定について。道路法第８条第２項の規定に基づき、次の路線を認定したいので議会の議決を求める。

　路線名、町道崎本部石川線。起点、本部町字崎本部4644番７地先、終点、本部町字崎本部4938番１地先。令和６年12月17日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、道路法第８条第２項の規定に基づき、新たな道路を認定しようとする場合においては、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため。

　次のページに町道崎本部石川線の位置図の航空写真を添付しておりますので、ご確認ください。以上、説明を終了いたします。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第14．議案第72号　令和６年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○　総務課長　宮城　建　議案第72号　令和６年度本部町一般会計補正予算について。令和６年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年12月17日提出、本部町長　平良武康。

　次の次のページをお願いいたします。令和６年度本部町一般会計補正予算（第６号）。令和６年度本部町一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ４億676万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ97億212万7,000円とする。２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。（債務負担行為の補正）第２条、債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為補正」による。（地方債の補正）第３条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第３表地方債補正」による。

　次の次のページをお願いいたします。３ページでございます。第２表　債務負担行為補正、追加でございます。事項、旧崎本部小学校屋内運動場屋根改修事業となっております。体育館の屋根改修となっております。期間が令和６年度から令和７年度まで。限度額が1,775万8,000円でございます。

　それでは今回の補正の内容は、ページをめくっていただきまして、次の次のページ、１ページでもって説明をいたします。一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。上の表の歳入でございます。１款町税でございます。補正額が4,266万3,000円となっております。主な要因でございますが、土地及び家屋の固定資産税の歳入増が主な要因となっております。

　次に12款地方交付税でございます。補正額1,200万円の減となっております。能登半島災害復旧の影響に伴い、特別交付税の減額となっております。全国的に減額の要因となっているところであります。

　次に16款国庫支出金の補正額6,495万4,000円と、その下17款県支出金１億1,894万9,000円でありますが、主に民生費です。身体障害者自立支援給付金で約7,200万円の増、それから災害復旧費、伊豆味クカルビ農道、それから伊豆味幹線農道の災害復旧費として、約１億500万円余りが計上されているところでございます。

　次に19款寄附金の補正額7,500万円は、個人版ふるさと納税、それから企業版ふるさと納税の増に伴うものとなっております。

　次に下の表、歳出でございます。２款総務費、補正額5,618万2,000円の増であります。先ほども歳入でも少し触れましたが、個人版ふるさと納税、それから企業版ふるさと納税の増額に伴う委託費用分といて約3,500円、それから財産管理費として、崎本部地区急傾斜地崩壊対策事業費として約1,200万円の増、それが主な増額分となって計上されております。

　その下の３款民生費１億8,813万5,000円でございます。福祉サービス事業として約9,500万円、子ども・子育て支援交付金として約3,300万円、児童手当支給事業で約3,600万円の増となっております。それが主な増額分として計上されてございます。

　次に11款災害復旧費１億2,525万8,000円でございますが、今年の６月の豪雨による災害で伊豆味地内のクカルビ農道、伊豆味幹線農道の災害復旧費が計上されてございます。説明は以上となりますが、本日お配りしてあります議案第72号、Ａ３の用紙であります。議案第72号の参考資料として、令和６年度12月補正の主要事業等一覧をお配りしてございます。参考にお目通しいただければと思っております。以上で説明を終わります。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第15．議案第73号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　大濱兼愛　議案第73号についてご説明いたします。

　議案第73号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年12月17日提出、本部町長　平良武康。

　１ページをおめくりください。令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億6,688万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,886万1,000円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

　次のページをお開きください。説明については事項別明細書の総括表です。３枚おめくりください。歳入歳出予算事項別明細書の総括にてご説明いたします。下の表の歳出のほうからご説明いたします。

　２款保険給付費、補正額１億6,500万円、こちらについては、当初予算で見込んでいた医療費より医療費が増えていることによる補正でございます。

　９款諸支出金475万4,000円、こちらは国庫補助金などの精算などによる返還金がございますので計上しております。

　続いて上の歳入予算、６款県支出金、補正額１億6,544万7,000円、こちらは歳出でご説明しました医療費の増に伴う県支出金の増でございます。以上で説明を終わります。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第16．議案第74号　令和６年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　議案第74号　令和６年度本部町水道事業会計補正予算について。令和６年度本部町水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年12月17日提出、本部町長　平良武康。

　次のページをおめくり願います。令和６年度本部町水道事業会計補正予算（第３号）。第１条、令和６年度本部町水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。第２条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第１款、第１項営業費用、補正予算額マイナス１万8,000円。第３条、予算第８条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。１、職員給与費、補正額91万6,000円。

　補正の主な理由は、動力費、施設電力料の増額、受水費、沖縄県企業局からの購入水の減額、修繕費の減額、委託料、設計委託料の増額並びに会計年度任用職員の報酬等の増額に関する予算の組み替えを行うものとなっております。以上、議案第74号の説明を終わります。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第17．議案第75号　令和６年度本部町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　議案第75号　令和６年度本部町下水道事業会計補正予算について。令和６年度本部町下水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年12月17日提出、本部町長　平良武康。

　次のページをおめくり願います。令和６年度本部町下水道事業会計補正予算（第４号）。第１条、令和６年度本部町下水道事業会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。第２条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第１款、第２項、営業外収益、補正予算額1,203万3,000円。支出、第１款、第１項営業費用、補正予算額マイナス371万3,000円。

　次のページをおめくり願います。（資本的収入及び支出）第３条、予算第４条本文括弧書中「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,417万8,000円は、引継金4,865万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額535万8,000円、当年度分損益勘定留保資金4,016万6,000円で補塡するものとする。）」を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億488万5,000円は、引継金4,865万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額535万8,000円、当年度分損益勘定留保資金5,087万3,000円で補塡するものとする。）」に改める。資本的支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第１款、第１項企業債、補正予算額420万円。第２項、他会計収入、補正予算額257万6,000円。第５項、県補助金、補正予算額マイナス677万6,000円。支出、第１款、第１項建設改良費、補正予算額1,070万7,000円。

　次のページをお願いいたします。（企業債）第４条、予算第５条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。補正前、記載の目的、下水道事業、限度額6,730万円。補正後、限度額7,150万円。（一時借入金）第５条、予算第６条中「２億5,000万円」を「３億5,000万円」に改める。（他会計からの補助金）第６条、予算第９条中「１億8,381万3,000円」を「１億8,904万3,000円」に改める。

　補正の主な理由は、当初計画の補助事業８事業の執行により、入札の残が発生してきました。それに伴う減額を行うと同時に、不用額の枠の範囲内で新たな事業、管渠接続部の耐震化工事を行う費用の増額部分に係る補助事業の組替えを行うものとなっております。以上、議案第75号の説明を終わります。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　お諮りします。日程第18．議案第76号　財産の取得についてから、日程第19．議案第77号　財産の取得についての追加議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。よって日程第18．議案第76号及び日程第19．議案第77号を一括議題とすることに決定しました。

　なお、本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○　教育委員会事務局長　安里孝夫　議案第76号と議案第77号について、追認議案の上程となりましたことをお詫びしてご説明したいと思います。

　議案第76号　財産の取得について（追認）。小学校教師用教科書及び指導書を取得したことについて追認を得たいので、地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。令和６年12月17日提出、本部町長　平良武康。

　記、１　取得財産、小学校教師用教科書及び指導書（令和２年度）分となっております。２　取得相手、本部町字渡久地４番地10、有限会社　友寄商事、代表　友寄隆央。３　所得金額、722万7,372円。４　取得方法、随意契約。

　提案理由、令和２年４月１日に契約し、取得した小学校教師用教科書及び指導書について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条により、予定価格700万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに買い入れを行っていたため、追認の議決を求めるものである。これがこの議案を提出する理由であります。

　次のページで詳しく説明させてください。よろしくお願いします。読み上げて説明いたします。教師用教科書及び指導書の買入れについて。小学校教師用教科書及び指導書等について、本部町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条に規定する「予定価格700万円以上の動産の買い入れ」に該当するにもかかわらず、議会の議決を経ずに購入しておりました。

　概要、小・中学校の児童・生徒が使用する教科書は、国の教科書無償給与制度により無償で配布されておりますが、教師が使用する教科書及び指導書については、無償給与の対象とならないため、町が教科書取扱い書店から購入しております。教師用指導書の購入は、教科書採択が実施された年度の翌年度に行われ、次回の教科書採択により新たな教科書が決定するまでの間、おおむね４年から５年、使用しております。令和２年度及び令和６年度に購入した本部町立小学校教師用指導書等については、予定価格が700万円以上であり、議会の議決が必要であったにもかかわらず、議決を経ずに購入していたことが判明しました。

　経緯、他の自治体における同様案件の報道等を受け調査したところ、議会の議決に付されずに、令和２年４月に購入していたことが判明しました。また、過去に遡って調査したところ、令和２年４月も同様案件が判明いたしました。

　対象案件、小学校教師用教科書及び指導書、購入価格722万7,372円。

　原因の発生、教育委員会の認識誤りにより、小学校教師用教科書及び指導書は条例に規定する動産には該当しないと誤認していたことが原因であると捉えております。

　再発防止、議会の議決に付さなければならない財産の取得基準について、改めて職員間で情報を共有するとともに、契約事務手続を進める際のチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

　議案第77号についても、令和６年度の取得金額が1,233万481円となっており、第76号の説明と同じような内容となっております。再度、追認についてお詫びして説明を終わります。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　休憩します。 休　憩（午前11時10分）

　再開します。 再　開（午前11時10分）

　以上で本日の日程は、全部終了しました。

　本日は、これで散会します。 散　会（午前11時10分）